第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所
特定計量器型式承認、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・厚生年金基金清算結了・清算人退任関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第９５号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目15番８号
債務者　平原　佳奈（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１１号
札幌市北区新琴似11条５丁目１番38―102号
債務者　碓井　和義
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３５号
札幌市北区北30条西２丁目２番15―101号
債務者　植村　　誠
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８８号
札幌市中央区北７条西16丁目１番地26　アルス北７条901号
債務者　上田　和明
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９４号
北海道千歳市梅ケ丘２丁目５番６号　スリードレインハイツⅢＣ号
債務者　中村　綾子（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４０号
札幌市北区北40条西５丁目５番17―208号
債務者　中山　美子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５６号
札幌市白石区南郷通１丁目北４番４―201号
債務者　山下千保子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２６２号
札幌市手稲区星置１条８丁目２番２号　石田ハイツＡ―右
債務者　南　　達也
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８０号
札幌市厚別区大谷地西６丁目５番10―106号
債務者　平山　昌彦
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８２号
北海道千歳市北光４丁目４番５号
債務者　多和美也子（旧姓千葉・水口）
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８６号
札幌市東区北43条東２丁目２番３号　第２麻生ハイツ203号
債務者　奥田　智明
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２９３号
札幌市北区屯田７条５丁目４番５号
債務者　道下眞利子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部